

# 遺言を活用した相続対策 その①

～遺言はご自身の意思を残す唯一の手段～

# 揉める相続が増加しています

## 相続が揉める理由

①相続人の家庭環境が昔より複雑化

→ 疎遠、仲悪い、経済環境の違い、隠し子

②権利を主張する人が増加した

→ 遺産は長男が取得！という考えが廃れる

③分けれる財産が少ない

→ 土地がメインで金融資産少ない



# 遺言はご自身の意思を残す唯一の手段です

遺産の行き先はこの流れで決まります

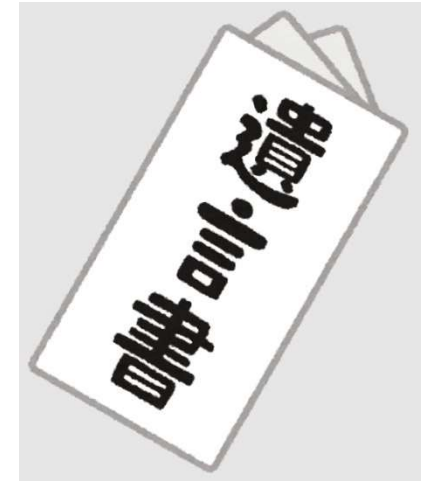
①遺言書がある場合は遺言通り

②遺言が無い or 遺言以外の  
分け方を相続人全員が納得する場合は話し合い  
(遺産分割協議書を作成)

③話し合いがまとまらなければ調停 (争族になる)

遺言が無いと相続人の話し合いで全てが決まります！

→ だから遺言が必要になります



# 遺言書の作成をしたほうがいい方

このような方は遺言書の作成を検討しましょう

- ・ご自身で遺産の相続先を決めたい
- ・相続人間の仲が良くない
- ・相続人以外に財産を渡したい
- ・相続させたくない人がいる
- ・子供がいない（相続人が配偶者のみ）

**遺言があればどれでも対応することができます！**

# 遺言はいつ作るの？

## 自筆証書遺言

自分で書けるだけの元気さが必要

## 公正証書遺言

意思表示を明確にできることが必要

→ どちらも認知症になったら作成不可です！

遺言の作成を後回しにせず、  
作ろう！と思い立った時に作成しましょう。

END